

浜松市地域情報センターに係る審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市地域情報センター条例（平成9年浜松市条例第60号。以下「条例」という。）に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市地域情報センター条例施行規則（平成9年浜松市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(開館時間の変更に係る審査基準)

第3条 条例第4条第2項に規定する「市長が必要があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 国または独立行政法人（独立行政法人通則第1条で定義される法人）及び地方公共団体または地方独立行政法人（独立行政法人法第7条に基づき設立された法人）並びにこれら機関を主たる構成員とする任意団体（以下「公共機関」という。）が利用する場合
- (2) 申請者が施設を利用するにあたり、準備等の必要があると認められ、管理上支障がない場合

(休館日等の変更に係る審査基準)

第4条 条例第5条に規定する「市長が特に必要があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 公共機関が利用する場合
 - (2) 地域情報化の推進に資する事業（ただし、広く一般市民を対象とした事業に限る）として浜松市が共催する場合
 - (3) 国際的全国規模の催しで浜松市が共催する場合
- (利用の許可に係る審査基準)

第5条 条例第7条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

- (1) 利用の申請が他の利用と競合する場合
- (2) 利用予定人員が施設の収容人数を超える場合その他施設の機能によっては申請者の利用目的を達成することができないと認める場合
- (3) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合
- (4) 条例第8条に規定に基づき利用を制限する場合

2 公平な利用を図るため、利用しようとする月において条例別表の1に規定する施設ごとに、10回を超える回数を利用しようとする者は、規則第2条の2の規定にかかわら

ず、利用しようとする月において10回を超える部分については、申請開始日の属する月の末日までは、利用の申請を行うことができない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が地域情報センター（以下「センター」という。）の利用状況を考慮し、センターの公平な利用に支障がないと認めるときは、申請開始日の属する月の末日前に利用の申請を行わせることができる。

4 条例第8条第1号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」とは、センターにおける集会の自由を保障することの重要性よりも、センターで集会が開かれることにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいい、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。（平成7年3月7日最高裁）

5 条例第8条第2号に規定する「集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」とは、直接的利益にとどまらずに当該組織に間接的な利益を与えることをいう。

6 条例第8条第4号に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがあること、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合をいう。

7 開館日における17時から21時30分までの間において、事前に当該時間帯に施設の利用を許可されていた者が利用当日に冷暖房装置及び備付物品の追加利用や利用時間の延長を行いたい場合は、別記様式により利用できるものとする。

（使用料の後納に係る審査基準）

第6条 条例第9条第2項に規定する「その他市長が特別の理由があると認める場合」とは、公共団体が使用料を納付する場合をいう。

（使用料の加算に係る審査基準）

第7条 条例第9条別表備考2に規定する「入場料等（これに類するもの及び資料代その他の実費を含む。）」とは、会費、資料代、謝礼、寄付などの名目に関わらず、主催者が徴収する1回あたり2,001円以上の実質的な参加費のことをいう。

第8条 条例第9条別表備考2に規定する「商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動」とは、当該事業自体が営利及び個人等の利益を追求することを目的として行われる活動をいい、主催者が営利法人等であることを問わないものとする。

（使用料の減免に係る審査基準）

第9条 条例第10条に規定する「その他特別の理由があると認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

（1）浜松市が主催する事業のうち、市民の生命、財産の保護などを目的として浜松市が緊急に開催する必要がある、かつ当該使用料の予算措置がなされていない場合

(2) 地域情報化の推進に資する事業(ただし広く一般市民を対象とした事業に限る)として浜松市が共催する場合

(使用料の還付に係る審査基準)

第10条 規則第8条第1項第2号に規定する「市長が利用者の責めに帰することができないと認める理由」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 天災、事故等により、センターの施設の利用が困難となったこと。

(2) 講師・出演者等の急病、事故等により催事の開催が不可能となったこと。

第11条 条例第11条に規定する「その他特別の理由があると認める場合」とは、公共機関の業務遂行上施設の利用が困難となった場合をいう。

(利用許可の取消しに係る処分基準)

第12条 条例第13条第1号に規定する「この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 条例第9条第2項又は同条第3項の規定に違反して使用料を納付しないとき。

(2) 条例第12条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 規則第9条各号に規定する遵守事項に違反したとき。

(4) 規則第10条の規定による職員の入室を拒んだとき。

2 条例第13条第2号に規定する「管理上支障があるとき」とは、第5条第6項に規定する場合をいう。

(標準処理期間)

第13条 次に掲げる申請等があった場合は、申請日から7日以内にその可否を申請者に通知するものとする。

(1) 規則第2条第1項の規定によるセンターの利用許可の申請

(2) 規則第4条の規定によるセンターの利用許可の取消し又は変更の申し出

(3) 条例第9条第2項ただし書の規定による使用料の後納の申請

(4) 規則第7条第3項の規定によるセンター使用料の減免の申請

(5) 規則第8条第2項の規定による使用料の還付の申請

附則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成21年1月21日から施行する。

附則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この基準は、平成22年3月1日から施行する。

附則

この基準は、平成26年6月1日から施行する。